

## 騙されないで！点検商法

親切な業者を装い、不安をあおるなどして契約を持ちかけます

突然訪問したリフォーム業者が、無料点検と称して家を見て、「瓦が割れている（ずれている）」、「基礎が割れている」「すぐに修理しないと危険」などと言って不安をあおり、不必要で高額な工事契約を迫る悪質な点検商法が後を絶ちません。

新潟県内では「近所で工事をしていたら、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。屋根に上って見てみましましょうか。」などと言って、親切心を装って屋根に上がり、故意に瓦を壊すなどして写真を撮って、「このままでは瓦が飛んで近所に迷惑をかける」「台風が来たら雨漏りする」などと不安をあおって不必要な工事契約を結び、数十万から数百万円の高額の修理費を請求する事例があり、検挙されました。



屋根工事、耐震補強工事、床下換気扇、シロアリ駆除  
→契約を急がせて、不必要な工事で高額な費用を請求します。






不用品・貴金属の買取

→不用品買取を口実に、高価な貴金属類を安値で買い叩きます。

屋根修理などは、突然住宅の異常を指摘された被害者が、「すぐに修理が必要」「今なら格安で修理する」などと不安をあおられた結果、初めて会ったにもかかわらず、良心的な業者だと思い込み、工事内容や一般的な相場もよく確認しないまま、その場で契約を締結してしまう事例が多く、特に高齢者が狙われる傾向にあります。

また、最近では「不用品買取」と称する業者が住宅を訪問し、「不用品を買い取る。」と言って家に上がり込んだ上、「宝石など貴金属はないか！」などと勝手に家の中を探すなどの強引な押し買い業者に関する相談が寄せられており、強盗事件に発展するおそれもあるため、特に注意が必要です。

### ----- 被害に遭わないためのポイント -----

-  突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。  
⇒「点検」「不用品買取」は家に入るための口実です。執拗に迫られてもはっきり断る。
-  すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。  
⇒初対面の飛び込みセールスをすぐに信用しない。本当に必要な工事なのか確認する。
-  地震保険や火災保険が利用できるというトークには気をつける。  
⇒自分で損害保険会社に問い合わせて、保険金の支払い対象となるか確認する。
-  訪問業者は、クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。  
⇒訪問販売、訪問買取は契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフ可能。
-  困ったときは、家族や警察、相談機関等に相談する。  
⇒契約する前に、家族や最寄りの警察署・交番、消費生活センター等に相談する。

警察広報紙

令和8年5月8日発行

《発行》

相川交番

Tel.0259-74-2888

北狄駐在所

北立島駐在所

Tel.0259-55-0110

# 令和8年 自転車安全月間

実施期間：5月1日(金)～31日(日)

## 自転車安全利用五則

- ☑ 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ☑ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ☑ 夜間はライトを点灯
- ☑ 飲酒運転は禁止
- ☑ ヘルメットを着用



新潟県警察HP  
自転車の交通事故防止

こちら>

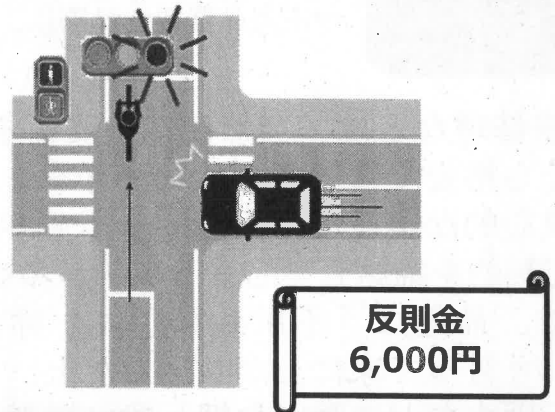


令和8年4月1日から 16歳以上の自転車の運転者が  
交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)の対象となりました

## 携帯電話使用等(保持)



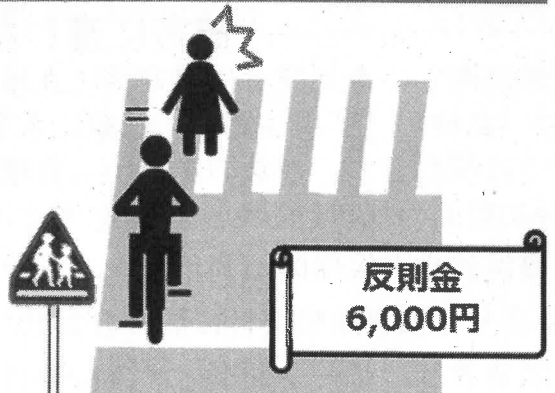
## 赤信号無視



## 一時不停止



## 横断歩行者妨害



自転車は「車両」 交通ルールを守りましょう!